

## 飼料生産型酪農経営支援事業実施要領

〔22 生畜第 2424 号  
平成 23 年 4 月 1 日  
農林水産省生産局長通知〕

改正	平成 23 年 8 月 31 日	23 生産第 4304 号
改正	平成 25 年 5 月 16 日	25 生畜第 157 号
改正	平成 27 年 4 月 9 日	26 生畜第 2073 号
改正	平成 27 年 9 月 30 日	27 生畜第 1842 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日	27 生畜第 2084 号
改正	平成 29 年 3 月 31 日	28 生畜第 1534 号
最終改正	平成 30 年 3 月 30 日	29 生畜第 1300 号

### 第 1 趣旨

飼料生産型酪農経営支援事業は、飼料生産型酪農経営支援事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2423 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

### 第 2 環境負荷軽減に資する取組に係る書類等の保存

事業参加者は、実施要綱第 3 の 3 に規定する環境負荷軽減の取組を実践した内容について、次のいずれかの書類等のうち、それぞれの取組の確認に最も適当な 1 つ又は複数のものにより明確にし、保存すること。

なお、飼料作物の作付面積を確認する必要がある環境負荷軽減の取組にあっては、第 7 の 1 に掲げる書類により要件を満たすことが確認できる範囲内での取組とすること。その際、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、第 7 の 1 に掲げる書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。

- 1 作業日誌
- 2 購入・販売伝票
- 3 ポジティブリスト制度に対応して一般社団法人中央酪農会議が農家の取組を推進している「生乳生産管理チェックシート」及びそれに準ずる取組記録資料
- 4 土壤・堆肥分析結果、施肥設計書
- 5 耕種農家との堆肥の供給契約書
- 6 放牧野帳

- 7 写真
- 8 その他取組を実施したことを証する書類

### 第3 経産牛飼養頭数及び乳用後継牛飼養頭数

実施要綱第3の1の（1）に規定する経産牛飼養頭数及び第5の2の（2）に規定する乳用後継牛飼養頭数については、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）から牛個体識別全国データベース（以下「データベース」という。）の利用請求を受けた独立行政法人家畜改良センターが、データベースから事業実施年度の7月1日の該当情報を抽出した時点の記録頭数に基づき算出するものとする。

### 第4 飼料作物作付地

- 1 実施要綱第3の1の（1）及び（2）の基準面積の算定にあたっては、飼料作物作付面積の合計値の10アール未満の端数は切り捨てるものとする。
- 2 実施要綱第3の2により算出された飼料作物作付面積については10アール単位とし、10アール未満の端数は切り捨てるものとする。

ただし、実施要綱第3の2の（5）に水田活用の直接支払交付金（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知に基づき交付される交付金。以下同じ。）の交付対象となっている農地が存在する場合は、その面積をあらかじめ除いたうえで、10アール未満の端数を切り捨てるものとする。

- 3 実施要綱第3の2の（1）の自らが所有する農地又は採草放牧地は、事業参加申込者（実施要綱第8の1の（1）の「事業参加申込者」を言う。以下同じ。）あるいはその家族等が所有する農地又は採草放牧地をいう。
- 4 実施要綱第3の2の（2）の利用権が設定された農地又は採草放牧地とは、事業参加申込者あるいはその家族等が他から借り入れた農地又は採草放牧地のうち、次のいずれかの条件を満たすものをいう。
  - (1) 農地法第3条によって農業委員会等の許可を受けた借り入れ農用地
  - (2) 農業経営基盤強化促進法によって利用権が設定された借り入れ農用地
  - (3) 河川敷等の公共地でその管理者から許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間でそれぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明していること。
- 5 実施要綱第3の2の（4）の委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作付地をいう。
  - (1) 受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと

(2) 受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。）を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に対し販売すること

(3) 委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の程度に応じ、当該収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする

6 実施要綱第3の2の(5)の耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、酪農経営者等が飼料の生産の一部または全部を農地の所有者または借受者である耕種農家等、若しくは、耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託した飼料作付地をいう。

(1) 耕種農家等またはコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること。

(2) 酪農経営者等は耕種農家等またはコントラクター等が行う役務若しくは、生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払いについては、現物と相殺できるものとする。

## 第5 牛個体識別情報の変更

事業参加者は、実施要綱第3の7の酪農経営者等の情報に変更が生じた時は、速やかに都道府県協議会等を通じて地方農政局長に連絡すること。

## 第6 配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び数量契約の締結に関する情報の変更

事業参加者は、実施要綱第3の9の契約の締結に関する情報に変更が生じた時は、速やかに都道府県協議会等を通じて地方農政局長に連絡すること。

## 第7 飼料作物作付面積の確認

1 事業参加申込者は、実施要綱第8の1の(1)の事業参加申込書に記載する飼料作物作付面積を、原則として、次のいずれかの公的機関等の書類により明確にし、保存するものとする。

なお、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、これらの書類での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。

(1) 当該農地の取得または借入に係る農用地利用集積計画書（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により公告されたもの）

(2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可書

(3) 土地登記簿

- (4) 土地課税台帳
  - (5) 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類
- 2 事業参加申込者は、飼料作物作付面積に要綱第3の2の(5)の面積が含まれる場合は、要綱第8の1の(1)の事業参加申込書に耕種農家等と約したことがわかる書類を添付するものとする。
  - 3 都道府県協議会等は、事業参加申込書の内容について、事業参加申込者が事業参加申込書に正しく飼料作物作付実面積及び飼料作物作付面積を記入しているか、1に掲げる書類により確認するものとする。  
なお、原則として書類での確認が出来ない飼料作物作付地については、事業参加申込者から申告されたものの面積が、実測等の手段により明確であるかを可能な限り確認するものとする。

## 第8 農業環境規範の実践

事業参加者は、農業環境規範を実践する場合に、実施要綱第8の3の(1)に規定する現地確認等の時までに実施要綱第3の4の農業環境規範における点検チェックシートに基づく記録を行い、署名、押印するものとする。

## 第9 現地確認等の方法

- 1 実施要綱第8の3の(1)の生産局長が別に定める方法は、以下のとおりとする。
  - (1) 都道府県協議会等は、第7により面積が確認されている飼料作物作付地については、事業参加申込書の飼料作物作付状況表に記載された地番ごとに飼料作物が作付けされているかを確認するとともに、実施要綱第3の1の(1)及び(2)の基準面積の要件を満たしているかを確認するものとする。  
また、第7により、面積が明確でない飼料作付地については、面積が明確であるかを確認するものとする。
  - (2) 都道府県協議会等は、家畜排せつ物の管理状況について、事業参加者から、指導等の有無及び指導等に対する改善の有無について確認するものとする。
  - (3) 都道府県協議会等は、農業環境規範の実践について、現地確認等の時に事業参加者が第8により点検チェックシートに基づき記録、署名、押印していること、又はGAP取得チャレンジシステムと同等以上の取組を行っていることを確認するものとする。
  - (4) 都道府県協議会等は、環境負荷軽減の取組について、事業参加者が実施要綱第8の1の(1)に規定する環境負荷軽減型酪農実践計画に基づき実践しているか、又は実践することが確実であるかを現地確認及び第2に掲げる書類による確認を行うものとする。

なお、飼料作物の作付面積を確認する必要がある環境負荷軽減の取組にあつては、第9の1に掲げる書類により要件を満たしているか確認すること。その際、書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積が明確となっているかを確認するものとする。

2 実施要綱第8の3の(2)の生産局長が別に定める方法は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県協議会等は、過去3カ年度において事業に参加している者については、本事業の交付実績により過去の飼料作物面積を確認するものとする。また、事業実施年度から本事業に参加する者については、第7に定める方法により前年度の飼料作付面積の確認を行うこととする。
- (2) 都道府県協議会等は、事業参加者における事業実施年度の直前の1月から事業実施年度の12月までの1年間及び前年同期間の輸入飼料の購入量を次のいずれかの書類等のうち、それぞれの確認に最も適当な1つ又は複数のものにより明確にし、保存することとする。

- ア 確定申告等に用いる帳簿
- イ 納品伝票
- ウ 購入伝票
- エ 販売伝票
- オ 作業日誌
- カ その他購入量を証する書類

附則（平成29年3月31日 28生畜第1534号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月30日 29生畜第1300号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。